

岩手県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、その旨公告する。

平成26年1月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市施設（道路）
  - 2 都市計画を変更する土地の区域
    - （1） 上閉伊郡大槌町小槌第27地割字花輪田から大槌第27地割字大安渡まで（別紙図面のとおり。）
    - （2） 上閉伊郡大槌町本町から本町まで（別紙図面のとおり。）
  - 3 変更に係る都市計画の案の縦覧の期間及び場所
    - （1） 期間 平成26年1月15日から同月29日まで
    - （2） 場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部並びに大槌町役場
- 備考 「別紙図面」は、省略し、都市計画の案の縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。